

## 告示

### 埼玉県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全・渋滞対策

(一) 適切な台数の駐車場・駐輪施設の設置

施設周辺の道路、歩道への違法駐車、駐輪を防止し、良好な生活環境を維持するため

(二) 案内板（看板）の設置

(イ) 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため（設置箇所 来店・帰宅経路上）

(三) ホームページ、チラシ等による対策の周知

(イ) 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため

(四) 交通整理員の配置及び警備員による見回り

(イ) 来店車両及び帰宅車両の周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 自転車利用者及び歩行者の交通事故防止のため（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学及び保育所等への送迎時）

(ハ) 来店時及び帰宅時の渋滞緩和のため

(ニ) 施設周辺の道路、歩道への違法駐車、駐輪を防止するため

(五) 駐車場出入口の歩道部分の確保（施設側）

県道ふじみ野朝霞線の歩道が狭隘なため、施設利用者と歩道通過者相互の安全確保のため

(六) 業務車両等に対する指導

- (イ) 路上待機の防止
- (ロ) 入退店時の適切な経路の確保
- (ハ) 店舗利用者、自転車利用者及び歩行者との交通事故防止（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学時）
- (七) 交通安全対策への配慮
  - 近隣に児童福祉施設（こばと保育園、第四保育所）があるため
- (2) 廃棄物対策
  - (一) リサイクル及び分別の徹底
  - (二) クリーン活動、啓発活動への取り組み（店舗敷地及び周辺道路含む）  
来店者によるポイ捨て等の不法投棄を防止するため
- (3) 温暖化対策
  - (一) 近接する住宅との緩衝帯の設置
  - (二) 来店車両等の駐車場でのアイドリングストップの徹底（警備員等による見回りなどの対策）
  - (三) 積極的な緑化推進
  - (四) 太陽光発電などの推進
- (4) 騒音対策
  - (一) 荷捌き作業や駐車場利用により発生する騒音への対応
  - 静穏な生活環境の保持のため
  - (二) 施設内から発生する騒音への対応
  - 静穏な生活環境の保持のため
- (5) 光害対策
  - 屋外照明、広告塔照明及び街路照明灯の配置、利用
  - 夜間営業時の照明等について、近隣住宅地への影響を極力少なくするた  
め
- (6) 法令順守
  - 騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、埼玉県生活環境保全条例等環境に  
関する各種法令の順守
- (7) 防災対策
  - 行政、地域住民と連携した防災対策
  - 災害時における避難誘導の徹底及び緊急避難所の提供
- (8) 防犯対策
  - (一) 防犯カメラの設置

犯罪、青少年の非行防止のため

(二) 警備員による巡回

犯罪、青少年の非行防止のため

(三) その他の防犯対策

(イ) 館内放送等による青少年等への啓発

(ロ) 警察、学校関係者、PTA等との連携

(9) 生活環境の保持のための対策（全般）

地域の声を聴く窓口の設置

出店に伴う生活環境の変化に適切に対応するため

(10) 地域貢献

(一) まちづくりへの協力

(イ) 周辺公共施設や地域との連携によるイベント等の企画、参加、協力

(ロ) 行政、地域と一体となったまちづくり及び施設の運営

(ハ) 富士見ふるさと祭りや町会等が行う地域の祭りなどへの協力

(二) 施設の提供

地域や教育関連施設等（保育所、幼稚園、学校等）の催し物や学習の場として

(三) 市内産業の振興

(イ) 「富士見市産業振興条例」「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づく商工会等への加入努力及び連携・協力による市内産業振興施策への取り組み

(ロ) 商工、農業関係者との連携による市内産業のPRや共催事業の実施

(ハ) 地元産農産物等の販売による地産地消推進への協力

(ニ) 退店、撤退時における早期の情報提供

(ホ) 市内事業所との連携（各店舗の裁量で対応可能な地場産品の利用や店舗内の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品購入などの取引の推進）

(四) その他地域貢献全般

市内での雇用促進

二 縦覧期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年六月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター